

捜査段階で裁判所が関与する手続の記録の整備に関する意見書

2014年（平成26年）5月8日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

犯罪捜査の過程で、裁判所が関与する手続のうち、令状に関する手続と公判前の証人尋問の記録を義務付けるため、別紙「改正案要綱」のとおり、以下の点を柱とする刑事訴訟規則の改正を行うべきである。

- 1 捜査機関が裁判所に令状請求する際に、請求書に添付資料の標目（作成年月日、作成者、供述者、立会人、丁数、要旨）を記載させること及び請求書と添付資料の謄本を提出させ、令状謄本とともに裁判官が保存すること。
- 2 捜査機関が令状を執行したときは、速やかに、執行の日時、場所及び執行者の官職氏名を令状を発した裁判官に通知するものとする。
- 3 搜索差押え令状を含む全ての令状について、執行された令状は、被疑者・被告人又は弁護人は、1に基づき裁判官が保存する令状の謄本を閲覧謄写できるものとする。
- 4 身体拘束に関する令状が執行されたときは、被疑者・被告人又は弁護人は、裁判官が保存する令状請求書（添付資料の標目が記載）の謄本を閲覧謄写できるものとする。
- 5 刑事訴訟法第226条の公判前の証人尋問を検察官が請求する際に、請求書に添付資料の標目（作成年月日、作成者、供述者、立会人、丁数、要旨）を記載させること及び請求書と添付資料の謄本を提出させ、裁判官が保存すること。
- 6 刑事訴訟法第226条の公判前の証人尋問が実施されたときは、証人尋問調書の原本は、裁判官が保管し、検察官には、その謄本を交付すること。

第2 意見の理由

- 1 刑事訴訟規則改正の必要性—憲法の令状主義の貫徹のために

裁判官は、捜査機関の請求によって、令状を発付する権限が付与されている。令状発付も裁判作用であり、この令状によって強制捜査が行われて国民の人権の侵害が正当化されるから、その令状事務が適正になされることを担保するため、裁判所においても令状に関して記録を作成・保存することが必要である。すなわち、このような令状主義は憲法の定めるところであり、憲法上の原則でありながら、その形骸化が叫ばれて久しいが、その実質化を図る提言がなされ

ていない。そのみか、憲法・刑事訴訟法で定められた原則の実施が、刑事訴訟規則で、特に捜査関係に關与する裁判官の役割のところで緩和されているのである。

現状は、2つの意味において令状審査に問題がある。1つは裁判所に令状関係の記録が残されないことであり、他の1つは、それゆえに裁判所の令状要件審査が形骸化していることである。すなわち、現状は令状請求の具体的内容が曖昧なまま、令状原本が請求者に交付されるのみならず、令状請求書及び添付資料が請求者である捜査官に返還され、裁判所に保存されるのは逮捕状請求書謄本のみであり、裁判所が自らの主体性と責任において令状事務の適正さを検証できるシステムになっていない。加えて、被疑者又は弁護人が令状請求書と令状の内容を把握して、これを批判できることが、捜査の適正化にとって不可欠であるが、現状では勾引状又は勾留状謄本の交付請求が可能であるのみで、逮捕状謄本の交付請求すら認められず、令状関係書類について把握することが不可能である。かつては大阪地方裁判所管内において、逮捕状請求書謄本の閲覧謄写が認められた時代があったようであるが、これも2000年頃から認められなくなり、しかも、その理由も何ら明らかにされていない。これでは、裁判所が捜査機関と被疑者・弁護人の双方の主張の上に立って、憲法上要請されている審査機能を果たすことは不可能であるという外はない。

また、刑事訴訟法第226条及び第227条は、一定の要件のもとに、検察官は裁判官に対し第1回公判前の証人尋問を請求できるが、現状は裁判所には証人尋問請求書と尋問調書が残されておらず、記録の全てが検察官に送付されるものとしており、ここでも裁判官は捜査機関の下請け的な地位に甘んじていると言わなければならない。

よって、この現状を改善するため、刑事訴訟規則の改正を提言するものである。

2 裁判官が令状等の事件記録を作成すること

裁判官は、令状発付に関しても、令状や一切の資料を捜査機関に返却してしまふのではなく、自ら令状の謄本はもとより、令状請求書及び資料の謄本を保存して事件記録を作成すべきである。

そのために、逮捕状のみならず、令状一般について、請求書謄本と添付資料の謄本を提出させることとする（改正案要綱2）。

裁判官は、令状を発付した場合に、原本を請求者に交付し、令状、令状請求書及び資料の謄本を保存する。また、裁判官は、令状の発付をしなかった場合でも同様に、令状請求書と資料の謄本を保存すべきであるとする（改正案要綱

2)。

3 令状の執行の裁判官への通知

被疑者・被告人又は弁護人は、令状が執行されたときは謄本の閲覧謄写請求をできるものとするが（改正案要綱4）、裁判官は令状請求者からの通知がなければ執行の事実を把握できない。

特に、身体拘束に関する令状である逮捕状、勾留状及び鑑定留置状については、請求書謄本の閲覧謄写もできるものとするので（改正案要綱5）、裁判官における令状執行事実の把握は重要である。

よって、捜査機関が令状を執行したときは、速やかに、執行の日時、場所及び執行者の官職氏名を、令状を発した裁判官に通知しなければならないものとする（改正案要綱3）。

4 被疑者・被告人又は弁護人が執行された令状の謄本の閲覧謄写を請求できること

令状の対象となった被疑者・被告人とその弁護人は、どのような強制捜査が行われたのか知ることが必要であるから、裁判官に執行された令状の謄本の閲覧謄写を請求できることとする（改正案要綱4）。

なお、現行の規則第74条は勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、その令状の謄本の交付を請求できるものとし、規則第302条は、その処分に関し、裁判官が裁判所又は裁判長と同一の権限を有することを定め、規則第154条は勾留期間が延長された場合の勾留状謄本の交付請求について定めているが、執行された全ての令状について謄本の閲覧謄写を請求できるものとするべきである。

ただし、裁判官は、被害者に再被害の生じることのないよう被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。）の扱いについて配慮すべきである。

5 被疑者・被告人又は弁護人が逮捕状、勾留状及び鑑定留置状の請求書の謄本の閲覧謄写を請求できること

令状の対象となった被疑者・被告人とその弁護人は、令状発付の前提となった令状請求の内容を知らなければ、令状発付の適正さを検証できないことから、身体拘束のための逮捕状、勾留状及び鑑定留置状に限って、これらの令状が執行されたときは、令状請求書の謄本の閲覧謄写も請求することができることとする（改正案要綱5）。ただし、被害者特定事項の扱いについては前項と同様である。

なお、公判段階においては、逮捕状、勾留状及び鑑定留置状に限らず、令状

請求資料を含む全ての令状関係書類について、その開示は証拠開示の法理によるべきである。

6 各種令状請求書の記載内容

(1) 逮捕状請求書の記載内容

逮捕状請求書には、令状審査時に逮捕の要件を充足していることを明確化するために、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由を記載する必要がある。

また、逮捕状請求書に添付される資料は、その標目を記載することとする。標目に書くべき内容は、作成年月日、作成者、供述者、立会人、丁数、要旨である（改正案要綱1）。

(2) 勾留状請求書の記載内容

勾留状請求書についても、添付される資料は、その標目を記載することとする。記載内容は逮捕状請求書と同様である（改正案要綱1）。

(3) 差押、搜索又は検証のための令状請求書の記載内容

逮捕状請求書、勾留状請求書と同様である（改正案要綱1）。

7 証人尋問に関して

(1) 証人尋問請求書の記載内容

証人尋問請求書についても添付資料の標目を記載させる必要があることは、逮捕状、勾留状及び差押等の令状の請求書と同様である（改正案要綱6）。また、現行規則では、証人尋問についても裁判所に何らの記録も保存されないが、尋問の採否にかかわらず、請求書と資料の各謄本を裁判官が保存すべきである（改正案要綱7）。

(2) 証人尋問調書原本の保存

現行規則では、証人尋問調書も、裁判所に保存されない。しかしながら、これについても裁判所に記録を保存すべきは当然であるが、証人尋問の主催者が裁判官であることに鑑みれば証人尋問調書の原本は裁判官が保存し、検察官にはその謄本を送付すべきである（改正案要綱8）。

8 結語

以上のとおり、裁判所が令状とともに、令状請求書と資料の各謄本を保存し、被疑者・被告人又は弁護人が令状の謄本の閲覧謄写を請求できるとともに、身体拘束の令状である逮捕状、勾留状及び鑑定留置状については請求書謄本の閲覧謄写をも請求できるものとするれば、令状裁判も令状請求者と被疑者・弁護人の対審的構造となり、捜査の弾劾化がもたらされると考えられる。

もっとも、捜査の真の弾劾化のためには令状請求及び証人尋問請求の各資料

の謄本の閲覧・謄写も必要であるが、捜査が密行的になされなければならないこともあることに鑑み、この点は公判段階における証拠開示の法理に委ねることとした。

また、裁判所が主体的に手続に関与するためには、令状のみならず、捜査のための証人尋問においても、裁判所における記録化が不可欠である。

なお、身体拘束の令状には、逮捕状、勾留状及び鑑定留置状の外にも、勾引状と観護状があるが、勾引状は起訴後であることを要件とし、かつ、拘束期間が短いこと、勾留に代わる観護措置(観護状)は少年法上の制度であることから、令状としての一般的な提言にとどめ、いずれも個別的な提言の対象とはしないこととした次第である。

以上

刑事訴訟規則第2編第1章（捜査）改正案要綱

1 （令状請求書添付資料標目の記載）

捜査機関が裁判所に令状請求する際に、請求書に添付資料の標目（作成年月日，作成者，供述者，立会人，丁数，要旨）を記載しなければならないものとする。

2 （令状請求書等謄本の提出と裁判所による保存）

捜査機関が裁判所に令状請求する際に、請求書と添付資料の謄本を提出しなければならないものとし、裁判所は、令状謄本とともに保存するものとする。

3 （令状の執行の裁判官への通知）

捜査機関は、搜索差押え令状を含む全ての令状を執行したときは、速やかに、執行の日時，場所，執行者の官公職氏名を、令状を発した裁判官に書面で通知しなければならないものとする。

4 （令状謄本の閲覧謄写）

搜索差押え令状を含む全ての令状が執行されたときは、被疑者・被告人又は弁護人は、裁判所に保存される令状の謄本（第2項）及び捜査機関から裁判官になされたれ令状執行状況に関する通知書（第3項）を閲覧謄写できるものとする。

5 （身体拘束令状の請求書謄本の閲覧謄写）

身体拘束に関する令状が執行されたときは、被疑者・被告人又は弁護人は、裁判所に保管されている令状請求書（添付資料の標目が記載されたもの）の謄本を閲覧謄写できるものとする。勾留期間延長請求書謄本についても同様とする。

6 （公判前の証人尋問請求書添付資料の標目記載）

検察官は、刑事訴訟法第226条の公判前の証人尋問を請求する際に、請求書に添付資料の標目（作成年月日，作成者，供述者，立会人，丁数，要旨）を記載しなければならないものとする。

7 （公判前の証人尋問請求書添付資料の標目記載）

検察官は、刑事訴訟法第226条の公判前の証人尋問を請求する際に、裁判所に請求書と添付資料の謄本を提出しなければならないものとし、裁判所は、それを保存するものとする。

8 （公判前の証人尋問調書の裁判所保管）

刑事訴訟法第226条の公判前の証人尋問が実施されたときは、証人尋問調書の原本は、裁判所が保管し、検察官には、その謄本を交付すること。